

2 市町村関係機関部門・・・ 1 機関

東京都世田谷区子ども部子ども家庭支援課児童虐待対策支援チーム、世田谷区各総合支所子ども家庭支援センター

○ 取組・・・虐待の発生予防から再発防止までの支援体制に関する取組
(被虐待児への学生ボランティア派遣事業)

○ 実績・・・平成18年12月～派遣開始。

平成18年度実績 11ケース延べ77回

平成19年度(7月末時点) 17ケース延べ56回

事業実施による効果として、

① 家庭内の状況把握が可能となり、支援が可能となった

(従来の行政による支援に対し拒否的であった家庭が、学習(学生)という切り口での支援に対して受け入れ、閉鎖的であった家庭内の状況が把握でき、介入・支援が可能となった) = 11件

② 被虐待児について対人関係の改善が見られるようになった

(行政職員と比べ「学生」という、子どもの年齢に近い者が支援を行うことにより、子ども本人の心理的ハードルが緩和され、話しやすい関係を持てるようになったことにより「自分の感情コントロールができるようになった」「本音が話せるようになった」などの、対人関係の改善が見られるようになった) = 6件

平成20年度 国の実施する児童家庭相談に携わる職員の研修等 <実施機関・対象者所属別>

研修実施機関	都道府県・政令指定都市・児童相談所設置市職員	市町村職員等
子どもの虹 情報研修センター	<ul style="list-style-type: none"> ・児童相談所長研修<前期・後期><60人> ・児童相談所児童福祉司スーパーバイザー研修<80人> ・<u>児童相談所児童心理司スーパーバイザー研修<80人></u> ・児童相談所中堅児童福祉司・児童心理司合同研修<80人> ・医師専門研修<30人> ・治療機関・施設専門研修<80人> 	<ul style="list-style-type: none"> ・<u>地域虐待対応アドバンス研修<80人×4回></u> (秋田・岐阜・茨城・宮崎)
国立武蔵野学院	<ul style="list-style-type: none"> ・児童相談所一時保護所指導者研修<30人×2回> (第1グループ・第2グループ) ・里親対応関係機関職員研修<30人> ・思春期問題対応関係機関職員研修<30人> 	
国立保健医療科学院	<ul style="list-style-type: none"> ・児童相談所中堅児童福祉司・児童心理司合同研修<80人> 	<ul style="list-style-type: none"> ・<u>児童虐待防止研修(保健師等対象 ※注1)</u>
全国社会福祉協議会 中央福祉学院	<ul style="list-style-type: none"> ・<u>児童福祉司任用資格認定講習会<200人></u> (通信教育・スクーリング5日間) 	

太字は新設

※ 注1 受講資格：保健所及び市町村等において母子保健業務、精神保健福祉業務等に従事している中堅保健師、助産師（実務経験5年以上）。児童相談所に勤務する保健師等。ただし、虐待事例への支援経験を有することが望ましい。

平成20年度 児童家庭相談に携わる職員を対象とした研修等一覧

研修名	対象者区分	日程	実施機関	開催地
児童相談所長研修	新任児童相談所長	4月24日～25日 (1泊2日宿泊)	子どもの虹 情報研修センター	静岡県熱海市
医師専門研修	児童相談所・情緒障害児短期治療施設・医療機関等で 児童虐待に携わる医師	5月20日～21日 (1泊2日宿泊)	子どもの虹 情報研修センター	神戸市
地域虐待対応研修指導者研修 (グループA)	児童相談所・要保護児童対策地域協議会調整機関及びこれらを所管する本庁の職員等で、研修講師・企画立案担当予定者等の都道府県・政令市から推薦を受けた者	6月3日～6日(4日間)	子どもの虹 情報研修センター	横浜市
児童虐待防止研修	保健所及び市町村等において母子保健業務、精神保健福祉業務等に 従事している中堅保健師、助産師 (実務経験5年以上)の方。児童 相談所に勤務する保健師等。ただし、 虐待事例への支援経験を有する ことが望ましい。	6月30日～7月4日(5日間)	国立保健医療科学院	埼玉県和光市
児童相談所児童福祉司 スーパーバイザー研修	指導的立場にある 児童福祉司 スーパーバイザー	7月1日～4日(4日間)	子どもの虹 情報研修センター	横浜市
地域虐待対応研修指導者研修 (グループB)	児童相談所・要保護児童対策地域協議会調整機関及びこれらを所管する本庁の職員等で、研修講師・企画立案担当予定者等の都道府県・政令市から推薦を受けた者	7月15日～18日(4日間)	子どもの虹 情報研修センター	横浜市
児童相談所児童心理司 スーパーバイザー研修	指導的立場にある 児童心理司 スーパーバイザー	8月26日～29日(4日間)	子どもの虹 情報研修センター	横浜市
地域虐待対応アドバンス研修 (秋田県)	要保護児童対策地域協議会調整機関の職員等で、さらに専門的な知識・実務を学ぼうとする者	9月18日～19日(2日間)	子どもの虹 情報研修センター	秋田県
児童相談所長研修 (後期)	新任児童相談所長	10月22日～24日(3日間)	子どもの虹 情報研修センター	横浜市
治療機関・施設専門研修	児童相談所・情緒障害児短期治療施設・小児精神科医療施設等で子どもや家族の治療に携わる職員	11月11日～14日(4日間)	子どもの虹 情報研修センター	横浜市
児童相談所中堅児童福祉司・ 児童心理司合同研修	中堅児童福祉司 中堅児童心理司 (児童相談所経験3年以上5年以下)	11月19日～21日(3日間)	国立保健医療科学院	埼玉県和光市
地域虐待対応アドバンス研修 (岐阜県)	要保護児童対策地域協議会調整機関の職員等で、さらに専門的な知識・実務を学ぼうとする者	11月27日～28日(2日間)	子どもの虹 情報研修センター	岐阜県
地域虐待対応アドバンス研修 (茨城県)	要保護児童対策地域協議会調整機関の職員等で、さらに専門的な知識・実務を学ぼうとする者	12月4日～5日(2日間)	子どもの虹 情報研修センター	茨城県
里親対応関係機関職員研修	児童相談所等 里親対応担当職員等	12月8日～10日(3日間)	国立武蔵野学院	さいたま市
児童相談所一時保護所 指導者研修(第1グループ)	一時保護所職員で 指導的立場にある者	1月14日～16日(3日間)	国立武蔵野学院	さいたま市
地域虐待対応アドバンス研修 (宮崎県)	要保護児童対策地域協議会調整機関の職員等で、さらに専門的な知識・実務を学ぼうとする者	1月15日～16日(2日間)	子どもの虹 情報研修センター	宮崎県
児童相談所中堅児童福祉司・ 児童心理司合同研修	中堅児童福祉司 中堅児童心理司 (児童相談所経験3年以上5年以下)	2月3日～6日(4日間)	子どもの虹 情報研修センター	横浜市
児童相談所一時保護所 指導者研修(第2グループ)	一時保護所職員で 指導的立場にある者	2月4日～6日(3日間)	国立武蔵野学院	さいたま市
思春期問題対応関係機関職員 研修	思春期問題 対応関係機関職員	2月16日～18日(3日間)	国立武蔵野学院	さいたま市
テーマ別研修(親への支援)	この問題に関わる 専門職で各所属機関で 指導的立場にある者	3月4日～6日(3日間)	子どもの虹 情報研修センター	横浜市
テーマ別研修 (児童虐待に関する諸問題)	この問題に関わる 専門職で各所属機関で 指導的立場にある者	3月11日～13日(3日間)	子どもの虹 情報研修センター	横浜市
児童福祉司任用資格認定講習会	都道府県、政令指定都市、児童相談所設置市の職員及び児童福祉法第10条第1項に規定する業務に携わる市町村の職員で、学校教育法第52条による4年制大学を卒業した者又は平成20年3月に卒業見込みの者	4月1日から1年間 通信教育及びスクーリング(5日間)	全国社会福祉協議会 中央福祉学院	神奈川県 三浦郡葉山町

○ 平成20年度 子どもの虹情報研修センター 虐待対応研修一覧（実施月別）

	研修名	受講対象	実施時期	定員
20年 4月	児童相談所長研修 <前期> 【宿泊研修】 ㊦	新任児童相談所長	4月24日(木) ～25日(金)	60名
5月	児童相談所・情緒障害児短期 治療施設・医療機関等医師 専門研修 【宿泊研修】 ㊦	児童相談所・情緒障害児短期治療施設・医療機関 等で児童虐待に携わる医師	5月20日(火) ～21日(水)	30名
6月	地域虐待対応研修指導者 養成研修 (グループA) ㊦	児童相談所・要保護児童対策地域協議会調整機関 及びこれら所管する本庁の職員等で、都道府県・政 令市から研修講師・企画立案担当予定者等として受 講の推薦を受けた者	6月3日(火) ～6日(金)	60名
7月	児童相談所児童福祉司スー パーバイザー研修	児童相談所で指導的立場にある児童福祉司(スー パーバイザー)で、児童福祉司経験5年以上の者	7月1日(火) ～4日(金)	80名
	地域虐待対応研修指導者 養成研修 (グループB) ㊦	児童相談所・要保護児童対策地域協議会調整機関 及びこれら所管する本庁の職員等で、都道府県・政 令市から研修講師・企画立案担当予定者等として受 講の推薦を受けた者	7月15日(火) ～18日(金)	60名
	大学生・大学院生児童虐待 MDT(多分野横断チーム) 研修	児童虐待に関心のある大学生・大学院生	7月29日(火) ～30日(水)	80名
8月	児童相談所児童心理司 スーパーバイザー研修 ㊦	児童相談所で指導的立場にある児童心理司(スー パーバイザー)で、児童相談所経験5年以上の者	8月26日(火) ～29日(金)	80名
9月	地域虐待対応アドバンス 研修(秋田県) ㊦	要保護児童対策地域協議会の調整機関の職員等 で、さらに専門的な知識・実務を学ぼうとする者	9月18日(木) ～19日(金)	80名
	情緒障害児短期治療施設 職員指導者研修 ㊦	情緒障害児短期治療施設で指導的立場にある主 任心理士、主任指導員、主任保育士等	9月24日(水) ～26日(金)	30名
10月	児童養護施設職員指導者 研修	児童養護施設で指導的立場にある主任指導員・個 別対応職員・主任保育士・家庭支援専門相談員等	10月7日(火) ～10日(金)	80名
	児童相談所長研修<後期>	同研修<前期>に参加した児童相談所長	10月22日(水) ～24日(金)	60名
11月	治療機関・施設専門研修	児童相談所、情緒障害児短期治療施設、小児精神 科医療施設等で子どもや家族の治療に携わる職員	11月11日(火) ～14日(金)	80名
	公開講座	子どもの虐待防止等に関心のある方 ※治療機関・施設専門研修の最終日に実施	11月14日(金)	150名
	地域虐待対応アドバンス 研修(岐阜県) ㊦	要保護児童対策地域協議会の調整機関の職員等 で、さらに専門的な知識・実務を学ぼうとする者	11月27日(木) ～28日(金)	80名
12月	地域虐待対応アドバンス 研修(茨城県) ㊦	要保護児童対策地域協議会の調整機関の職員等 で、さらに専門的な知識・実務を学ぼうとする者	12月4日(木) ～5日(金)	80名
	児童福祉施設指導者合同 研修	乳児院や児童養護施設等の児童福祉施設で指導 的立場にある主任指導員、主任保育士、家庭支援専 門相談員、個別対応職員等で、施設経験5年以上の 者	12月17日(水) ～19日(金)	80名

21年 1月	地域虐待対応アドバンス 研修(宮崎県) ㊦	要保護児童対策地域協議会の調整機関の職員等 で、さらに専門的な知識・実務を学ぼうとする者	1月15日(木) ～16日(金)	80名
	乳児院職員指導者研修	乳児院で指導的立場にある主任保育士・家庭支援 専門相談員等	1月27日(火) ～30日(金)	60名
2月	児童相談所中堅児童福祉 司・児童心理司合同研修	児童相談所の中堅クラスの児童福祉司又は児童心 理司で、児童相談所経験3年以上5年以下の者	2月3日(火) ～6日(金)	80名
	児童福祉施設心理担当職員 合同研修	児童養護施設、乳児院、児童自立支援施設、母子 生活支援施設等の心理担当職員	2月18日(水) ～20日(金)	80名
3月	テーマ別研修 (親への支援)	この問題に関わる専門職で、各所属機関等で指導的 立場にある者	3月4日(水) ～6日(金)	80名
	テーマ別研修 (児童虐待に関する諸問題)	この問題に関わる専門職で、各所属機関等で指導的 立場にある者	3月11日(水) ～13日(金)	80名
随時	児童福祉施設職員等地域合同 研修	児童福祉施設等で子どもや家族の援助に携わる 職員	年3か所 (随時実施)	各30 名程度
	児童福祉関係職員長期研修 (Web研修) ㊦	児童福祉に携わる職員で、高度専門的な知識・実務 を継続的に学びたい者	(別途決定)	数名

都道府県等からの追加質疑に対する回答

この質疑回答集は、全国児童福祉主管課長・児童相談所長合同会議（平成19年11月1日開催）後、都道府県等から追加で提出いただいた質問事項に対する回答である。

※ 質問事項の表記はほぼ原文のまま

1. 児童虐待防止法関係

番号	質問事項	回答
(1)	<p>出頭要求の対象となる事例の判断について</p> <p>出頭要求の対象事例を「児童虐待が行われているおそれがあると認めるとき」としているが、具体的にはどのような事例を想定しているか。現場では保護者が様々な理由をつけて子どもの登校を禁止していると思われる事例も「虐待のおそれがある」として対応している。このような登校禁止事例に対しても、出頭要求が適用されると判断してよいか。</p> <p>[東京都]</p>	<p>児童虐待の防止等に関する法律（以下「法」という。）第8条の2第1項に規定する「児童虐待が行われているおそれがある」と認められる場合には、出頭要求を行うことは可能である。</p> <p>なお、この「児童虐待が行われているおそれがあると認められる場合」については、現行法第9条の要件と同じである。</p>
(2)	<p>出頭要求に保護者のみが応じた場合の扱い</p> <p>出頭要求は、保護者に対し、児童を同伴して出頭することを求めるが、同伴すべき児童を同伴せずに保護者のみが出頭した場合、出頭要求に応じないものとして取り扱ってよいか。</p> <p>[東京都]</p>	<p>貴見のとおりである。</p>
(3)	<p>保護者への出頭要求(第8条の2関係)について</p> <p>「児童相談所の家庭訪問等によっても長期間児童の姿を確認できない事例」と示されていますが、この「家庭訪問等」の「等」には市町村・学校などの関係機関による確認を含むと解するが、如何か。</p> <p>[北海道]</p>	<p>児童相談所が、市町村や学校の協力を得つつ児童の安全確認をしようとしても確認できない事例を想定している。</p>
(4)	<p>出頭要求における代理出頭の是非</p> <p>保護者がやむをえない理由により出頭を求める日時に出席できない場合、速やかに児童の安全確認を行うために、祖父母、叔父(伯父)・叔母(伯母)、兄弟姉妹などが児童を同伴して</p>	<p>代理の場合、出頭要求に応じたものとするとは認められない。</p> <p>ただし、速やかな児童の安全確認を行う観点からは、まずご指摘のような対応を図ることは適切であると考えら</p>

番号	質問事項	回答
	<p>出頭することは可能か。 [東京都]</p>	<p>れる。</p>
<p>(5)</p>	<p>出頭要求及び再出頭要求に係る警察署長に対する援助要請について 「質問事項と回答(案)」(15)において、出頭要求、再出頭要求については警察への援助要請の対象とはされていないところであるが、出頭要求及び再出頭要求の告知文書の交付にあたり、職員に危害が及ぶことが考えられる場合、援助要請を行うことができるよう再考されたい。 [東京都]</p> <hr/> <p>出頭要求、再出頭要求における警察への援助要請について(要望) 問答によれば、出頭要求、再出頭要求は警察への援助要請の対象とされていないとのこと。 保護者が不在か居留守を使っている場合は問題は発生しにくいですが、保護者が児童相談所の職員に面と向かって対応する場合は、文書を交付する段階などで不穏な行動に及ぶ可能性があることから、必要な場合は援助要請の対象として取り扱って欲しいこと。 [岩手県]</p> <hr/> <p>出頭要求 警察への援助要請 合同会議資料「質問事項と回答(案)」の質問(15)の回答において「出頭要求、再出頭要求については、援助要請の対象とはされていない」とあるが、出頭要求書の交付の際、当該事案の過去の経緯から児童相談所職員に対する妨害、危険行為が予想される場合、どのように対処すればよいかご教示いただきたい。 [大阪府]</p>	<p>出頭要求、再出頭要求については、法第10条の援助要請の対象とはならない。 なお、万一、出頭要求の文書交付の際などに、保護者等から危害が加えられるなど具体的な危険性がある場合は、警察署に相談されたい。</p>
<p>(6)</p>	<p>臨検又は捜索に係る許可状の請求が却下された場合の対応について 出頭要求を受けた保護者又は立入調査を受けた保護者が再出頭要求に応じないことから、裁判所に臨検又は捜索の許可状の請求を行ったものの、却下</p>	<p>許可状の却下については、裁判官において、許可状発付の要件を審査し、その上で、例えば、請求がその方法に著しく違反している場合、請求に理由</p>

番号	質問事項	回答
	<p>された場合は、請求書並びに添付資料の加筆・修正により再修正すればことが足りるのか。改めて、出頭要求～立入調査～再出頭要求の手順が必要となるのか。</p> <p>[岩手県]</p>	<p>がないと認められる場合等個別の理由により却下することとなるため、一概に加筆・修正すればこと足りるという性質のものではない。また、裁判官から許可状請求を却下されたことをもって、改めて出頭要求から手続を行わなければならないことはない。</p>
(7)	<p>出頭要求（第8条の2関係）の困難と認められる場合について</p> <p>1-（3）に示す、出頭困難理由の「やむを得ない理由」については、個別具体的に検討するものと理解しているが、検討の目安としたいので該当理由を例示されたい。</p> <p>また、当該保護者が「やむを得ない理由」を提示した場合においても、速やかにその後の子どもの安全確認について、当該保護者から別の日時や方法が示されない場合については、「やむを得ない理由」を提示した場合でも、出頭要求を拒否したものとみなして差し支えないか（原則、やむを得ない理由は認められないと考えても差し支えないか）。</p> <p>[北海道]</p>	<p>「やむを得ない理由」が提示された場合の取扱いについては、個別に判断していただかざるを得ないと考えている。いずれにせよ、その判断に当たっては、速やかに安全確認を行う必要性を十分考慮することが必要である。</p>
(8)	<p>出頭要求（出頭）</p> <p>合同会議資料「質問事項と回答(案)」の質問（3）の回答において、『出頭を求める日時は少なくとも告知日の翌日以降である必要がある』との考え方が示されているが、児童の保護のために速やかな臨検が要求される事案の再出頭要求については指定した期日に出頭しない場合は、理由のいかんにかかわらず「保護者が出頭に応じない」と取扱ってよろしいか</p> <p>[大阪府]</p>	<p>回答（7）に同じ。</p>
(9)	<p>出頭要求（完遂要件）</p> <p>出頭要求の文書交付について、長期間不在であることが明確である客観的状況にある場合を除き、郵便受箱等の適当な箇所に差し入れると示されている。この際あわせて電話連絡や玄関先での呼びかけを行うことになっている</p>	<p>貴見のとおりである。</p> <p>なお、電話連絡や玄関先での呼びかけのほか、告知書が含まれている旨を封筒に記載することも手法としてあり得る。</p>

番号	質問事項	回答
	<p>が、これらに対しても全く応答がない場合であっても出頭要求は完遂したと解釈してよろしいか [大阪府]</p>	
(10)	<p>許可状を請求できる裁判所について (要望) ガイドラインによれば、臨検又は捜索の許可状については、児童の住所又は居所の所在地を管轄する裁判所に請求することとされている。 しかしながら、遠隔地に児童の居所があり、その居所の管轄裁判所も遠隔にある場合は、迅速な請求が難しいことも想定されるので、児童相談所の所在地を管轄する裁判所に対しても請求できるようにして欲しいこと。 [岩手県]</p>	<p>臨検又は捜索（以下「臨検等」という。）を行う際の臨検・捜索許可状の請求先となる裁判所については、法上、児童の住所又は居所を管轄する裁判所の裁判官と規定されている。</p>
(11)	<p>裁判官に対する許可状の請求について 法務局関係は、平日定時しか文書を受け付けられないようだが、時間外対応は可能なのか。裁判所では、平日/休日/夜間の対応が分かると聞いたが、実際はどうなのか（時間外の対応についても明示して欲しい）。 [石川県]</p>	<p>最高裁判所事務総局に対しては、速やかに、夜間、休日の許可状請求窓口等についても明示するよう要望しているところである。</p>
(12)	<p>臨検（許可状請求の際の資料） 臨検の許可状請求の際に必要な近隣住民等の聞き取り調書については必須か。近隣住民の調書がとれない場合、市町村、関係機関からの調書及び児童相談所における児童記録だけで請求することは可能か [大阪府]</p>	<p>ご指摘のような請求もあり得る。 ただし、個別の事案によるものの、聞き取り調書は児童虐待の疑いがあることを証明するのに有効な資料であり、可能な限り添付することとされた。 なお、聞き取り調書については、既に近隣住民等の発言等を聴取している場合、改めて供述を求める趣旨のものではなく、それまでの発言等を調書に記載することで足り、また、この調書については証明力の観点から、近隣住民の署名押印がなされることが望ましいが、これがないことをもって資料から排斥されるものではないと解している。</p>

番号	質問事項	回答
(13)	<p>臨検等の許可状について</p> <p>① 執行しなかった許可状は裁判所に返還するのか。また、執行した許可状は児童相談所で保管するのか。</p> <p>② 特に有効期間を〇〇日と請求しなければ、有効期間は7日となるのか。また、万一、7日の有効期間が過ぎた場合には、再請求する必要があるのか。</p> <p>③ 7日を超えることが予想される場合には、有効期間について併せて請求する必要があるとされているが、その期間に制限はないのか。</p> <p>④ はいかいする保護者であり、いつ在宅しているか予測がつかない場合は、許可状の有効期間をどのように設定すればいいか。</p> <p>⑤ 許可状の発行について、土日対応ということは想定しているか。 [東京都]</p> <hr/> <p>請求書の有効期間について 失効した場合、再請求となるのか。 [石川県]</p> <hr/> <p>臨検・搜索の請求書（第9条の3第1項第1号関係）様式等について 4-(3)-②において、許可状の有効期間について、「7日を超える有効期間を必要とする場合」と示されているが、7日を超える事例を例示されたい。 [北海道]</p>	<p>執行しなかった許可状は裁判所に返還することとなる。また、執行した許可状は児童相談所において保管することとなる。</p> <p>有効期間を過ぎるなど失効した場合は、許可状を返還した上、再請求となる。</p> <p>有効期間については、早急な児童の安全確認、安全確保の観点から、7日間の有効期間内で行われることが原則と考えているが、特にやむを得ない事情等により、必要があると認められる場合、許可状の再請求を行うことができる。</p> <p>最高裁判所事務総局に対しては、速やかに、夜間、休日の許可状請求窓口等についても明示するよう要望しているところである。</p>
(14)	<p>臨検・搜索について</p> <p>① 身分証明書の提示について 相手が証書を破棄又は奪った場合、執行妨害で告発できるのか。</p> <p>② 臨検・搜索時の実力行使について 児相職員が被害に遭えば、別の告発ができる、ということか。 [石川県]</p>	<p>公務執行妨害罪等の要件をみたすと認められるならば、行為者の刑事責任を問い得る。</p>
(15)	<p>搜索範囲 搜索は人の発見を目的として捜し出すこととあるが、児童を発見した後も、児童の生活状況等を確認するため、未</p>	<p>児童の発見後に「搜索」のために調査を行うことは困難と考える。ただし、「臨検」について許可された場合、法</p>

番号	質問事項	回答
	<p>だ捜索していない部屋、さらには押入やタンス等について捜索を行うことは可能か。</p> <p>[東京都]</p>	<p>第9条の3第2項の規定により、都道府県知事は、当該職員をして、必要な調査質問をすることができるとされている。このため、児童の安全確認又は安全確保の観点から必要があれば、児童を発見した後も、児童の生活状況等を確認することは可能であると考ええる。</p> <p>ただし、臨検・捜索許可状は、児童の安全確認又は安全確保を目的とするものであることから、例えば、施錠されている金庫の解錠など、これらの目的に照らし必要性がない行為は認められないと考えられる。</p>
(16)	<p>立ち入り調査の実施について</p> <p>9条1項の立入調査において、鍵(チェーン)を開けないために児童の安全確認ができない場合、児童の危険度が高くても、警察等の対応に移行するのではなく、→再請求→臨検の手続きになるのか。</p> <p>[佐賀県]</p>	<p>今回導入された臨検等は、法第9条第1項の立入調査を実施したにもかかわらず頑なに立ち入りを拒否されるようなケースについて、例外的に行われることが想定されており、まずは、法第9条第1項による立入調査を実効的に行うことにより、児童の安全確認又は安全確保が行われるように努められたい。</p> <p>この場合において、警察の関与は、現行どおり、児童の生命、身体に危害が切迫し、あるいは現に危害が加えられているような場合には、警察官職務執行法等に基づく対応が可能である。</p> <p>また、正当な理由なく立入調査を拒否したと認められるときは、原則として、速やかに、再出頭要求の移行に移行されたい。</p> <p>なお、特に立入調査の拒否の態様やそれまでの経緯等も勘案し、当該保護者の行為が悪質であると認められる場合には、当該保護者について管轄警察署に告発することも検討すべきである。</p>
(17)	<p>立ち入り調査の実施について</p> <p>通告があって急を要する場合、立入調査を拒まれたら臨検、捜索の手続きをすることになるが、これには相当の日数を要することが予想され、身柄の</p>	<p>臨検等の手続を迅速に行うためには、許可状の請求書及びこれに添付する資料を円滑に提出することが必要であり、このためには、</p>

番号	質問事項	回答
	<p>安全確認等が迅速に行えないことが懸念される。</p> <p>[佐賀県]</p>	<ul style="list-style-type: none"> ・ 児童記録票はもとより、立入調査といった各段階での報告書等の作成など、記録を適切に行っておくこと ・ 請求に至るまでに、これを見据えて必要な資料を適宜収集すること ・ 請求の際に弁護士等の専門家や警察官OBによる助言等を得ることができ体制を整えておくこと <p>などが求められると考えている。これらの体制整備については、「児童虐待防止対策支援事業」の法的対応機能強化事業、24時間365日体制強化事業等の積極的な活用を図られたい。</p> <p>なお、法第8条の2の出頭要求は、あくまでも安全確認の選択肢の一つであることから、緊急の事例等の場合、直ちに法第9条第1項の立入調査を行うことも可能である。</p> <p>また、臨検等は、平成19年11月1日付けガイドライン素案4（1）に記述しているとおり、法第9条第1項の立入調査を実施したにもかかわらず頑なに立入を拒否する様なケースについて例外的に行うことが想定されるものであり、迅速な安全確認が要請されている状況にあるところ、まずは、立入調査を実効的に行うことにより児童の安全確認が行われるよう努められたい。</p>
(18)	<p>臨検等への責任者の立会い</p> <p>臨検又は捜索をするときに、同居親族等が立ち会う場合であっても、地方公共団体の職員の立会いが適切とあるが、法ではこの立会いは規定されていないため、「適切」との記載では判断が難しい。同居親族等の立会いがあっても職員を立ち会わせることとするよう、明確にしていきたい。</p> <p>[東京都]</p> <hr/> <p>責任者等の立会いについて</p> <p>所有者若しくは管理者又は同居の親族で成年に達した者を立ち会わせるとある。これらの者を立ち会わせることができないときは地方公共団体の職員を立ち会わせるとしているがこれらの</p>	<p>法的に義務づけられているものではないことから、「適切」としている。</p> <p>各都道府県等ごとに、市町村等と協議、調整いただき、ご指摘のような運用とすることは差し支えない。</p>